明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**八〇）　一
〔告示〕
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びみなみまぐろ）に関する令和三管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**六八四、六八五）　二
○釧路湿原国立公園、十和田八幡平国立公園、磐梯朝日国立公園及び中央アルプス国定公園の指定植物を指定する件（**環境**四六）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
個人情報の保護に関する基本方針の一部変更の公表について（個人情報保護委員会）　三六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
弁理士登録、企業年金基金変更・解散・清算人就任関係　四
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省令

○厚生労働省令第八十号

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第十八条の規定に基づき、調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月四日　厚生労働大臣　後藤　茂之